

第5回療法食の在り方検討委員会の会議概要 (小動物臨床部会個別委員会)

- I 日 時** 平成25年3月27日(水) 13:30~16:30
- II 場 所** 日本獣医師会 会議室
- III 出席者**
- 【委員長】** 太田 亟 慈 愛知県獣医師会(犬山動物総合医療センター院長)
- 【副委員長】** 草場 治 雄 福岡県獣医師会副会長(室見動物病院院長)
- 【委員】**
- 片倉 伸 一 日本動物用医薬品協会広報委員会委員長
塩出 佐知子 P&Gイノベーション合同会社
研究開発本部安全性・薬事部
- 島田 次郎 ロイヤルカナンジャパン合同会社
コーポレートアフェアーズディレクター
- 藤井 立哉 ペットフード・テクノロジー代表
- 藤原 伸作 全国動物薬品器材協会副理事長
- 細井戸 大成 日本獣医師会理事(小動物臨床部会長)
- (欠席) 越村 義雄 ペットフード協会会長
- 高橋 徹 北海道獣医師会副会長(高橋動物病院院長)
- 【農林水産省】** 國分 玲子 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(愛玩動物用飼料対策班)
- 小牟田 暁 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(薬事監視指導班)
- 【オブザーバー】** 坂根 弘 日本ヒルズ・コルゲート株式会社
学術部アソシエイト・ディレクター
- 【本 会】** 山根義久(会長)、近藤信雄(副会長)、
矢ヶ崎忠夫(専務理事) ほか

IV 議 事

- 1 第4回療法食の在り方検討委員会の検討結果（説明）
- 2 委員会報告とりまとめに向けた検討
- 3 その他

V 会議概要

- (1) 近藤副会長から、開会に当たり「本日は年度末のご多忙の中お集まりいただいたことに感謝する。これまでの検討結果に基づき取りまとめをいただくに当たり、引き続きのご協力をお願いしたい。」旨の挨拶があった。
- (2) 事務局から出席者が紹介された後、太田委員長の進行のもと会議が進行された。

1 第4回療法食の在り方検討委員会の検討結果（説明）

事務局から前回会議の概要が説明され、内容について承認された。

2 委員会報告とりまとめに向けた検討

- (1) 資料として、報告書案「療法食の適正使用に向けた課題と対応」（案）が資料として示され、藤井委員から内容についてスライド資料を用いて説明された。
- (2) 報告書案の内容について検討され、主に以下の意見交換がなされた。
 - ア 29 頁「はじめに」の部分の「栄養管理」、「食事管理」等の語について、統一すべきではないか。
 - イ 29 頁「はじめに」の部分、「獣医師の指導を経ない」の記述について、「獣医師の診療・指導を受けない」としてはいかがか。
 - ウ 29 頁下から 10 行目「動物診療施設」について、「動物診療施設（以下、「動物病院」という。）」とし、報告書全体の用語統一を図ってはいかがか。
 - エ 30 頁「2 療法食をめぐる現状と課題」について、国内の状況を先に述べ、海外に関する記載を後にしてはいかがか。
 - オ 31 頁 2 行目及び 5 行目「獣医療用フード」は「療法食」としてはいかがか。
 - カ 32 頁下から 7 行目、「人のからだ」について、「漢字のほうがよいのではないか」との意見に対し、藤井委員から「健康増進法の法律用語を引用している。必要に応じ検討したい」旨回答された。
 - キ 32 頁下から 3 行目、「農林水産省は薬事法の観点からペットフードの表示に着目し」の部分について、「農林水産省は薬事法の観点からペットフードの成分や表示等に着目し」とすべきである。

- ク 33 頁 9 行目「サプリメントは療法食には該当しない」との記載について、「ペットフード業界内では、サプリメントであっても療法食として特定の病気の犬猫に与えるケースがあるのではないか、との議論がある」との意見に対し、農水省担当官から、サプリメントは該当しないとしている旨回答された。
- ケ 33 頁 20 行目の「公正規約の改訂」について、正確には「公正競争規約の中の療法食の定義について改訂」されているものであり、留意して記載してはいかかがか。
- コ 33 頁 24 行目及びこれ以降の「学協会」は「関係団体・協会」と言い換えたほうがよい。
- サ 36 頁下から 2 行目「解説書」は「ガイドライン」と言い換えたほうがよい。
- シ 療法食に係る健康被害等のデータが少ない原因として、獣医師が療法食に係る内容をカルテに記載していない例があることが背景となっている。単なる物販に関わる内容なので記載しないとの考えもあろうが治療の一環として指導し販売している限り、記録を残すべきである。
- ス 38 頁「療法食基準に適合した製品を確認する仕組み（案）」に関わり、農水省担当官からの「認証マークを扱っている団体の事例を収集してみてはいかかがか」とのアドバイス、細井戸理事からの「日本獣医師会が積極的に強く関与することを明確に打ち出すべきである」との意見が出された。
- セ 第三者機関の設置に当たっては、一種のカルテルとみなされないような配慮が必要との意見が出された。
- ソ 39 頁の表「療法食の適正使用に関するガイダンス（獣医師向け）の例」4 行目「食事による栄養管理（食事療法）」は「食事療法（食事による栄養管理）」とするほうがよい。
- タ 定期的な獣医師の診療を推奨するに当たり、具体的な期間を定めるべきである。困難であれば、せめてひと月に 1 回といった書き方で具体的に示すべき。一方、メーカー側も健康被害事例があったこと、定期的な獣医師の診療を受けることが望ましい旨をパッケージ等に記載をすることが理想。
- チ 療法食の給与状況や給与時の健康状態等をカルテにしっかり記載すべきということを盛り込むことが必要である。
- ツ 量販店等では「巡回獣医師」といった形をとり、実際には獣医師が常駐していない中で療法食の販売をしている実態がある。こうしたことについて「不適切である」ことを明記し、飼育動物の健康被害として消費者が不利益を被らないようにはっきりした形を打ち出さなければ一般の飼育者にとって分かりにくく、一方で飼育者に近いところで実際に診療している地方獣医

師会会員の理解も得られない。

テ 参考資料として、日本獣医師会雑誌 64 巻掲載の「世界小動物獣医師会による犬と猫の栄養評価ガイドラインの策定」を添付してはいかがか。

VI まとめ

- 1 本日の検討結果を踏まえ、太田委員長から「本日いただいた様々な意見については、太田委員長、草場副委員長、事務局で再度整理した上で、報告書案を作成することとしたい」旨提案され、了承された。
- 2 本日オブザーバー出席の坂根氏について、報告書公表時には委員として氏名及び所属の記載を行うことについて諮られ、了承された。
- 2 山根会長から、大要次の通りの挨拶が述べられ、会議を終了した。
 - (1) 長時間にわたり、熱心に議論をいただき感謝する。
 - (2) 流通の問題、インターネット販売についても今後に向けた大きな課題であることは認識している。また、獣医師が大規模にインターネット販売に関与している実態も承知している。
 - (3) この問題の解決には今後長い時間がかかるであろうが、ガイドラインを獣医師会が公表すること自体画期的な第一歩。飼育動物の健康を守り、飼育者が動物と幸せに暮らせるように今後とも関係団体と緊密な連携を保ちながら進めていきたい。